

作成日 2022 年 3 月 15 日  
(最終更新日 2022 年 5 月 10 日)

## 「情報公開文書」(Web ページ掲載用)

受付番号: 2022-1-155

課題名: 生活習慣とがんに関する疫学研究(追跡調査の継続)

### 1. 研究の対象

1990 年6-8月に宮城県内 14 町村に居住した 40 歳から 64 歳までの方

### 2. 研究期間

2022 年5月(倫理委員会承認後)~2027 年3月

### 3. 研究目的

喫煙・飲酒・栄養などの生活習慣が、ヒトのがん発生に関与すると考えられています。本研究は、大規模な人口集団を長期間にわたり追跡することによって、これらの生活習慣の発がん影響を評価することを目的としています。

### 4. 研究方法

#### (1) ベースライン調査

1990 年6-8月に自己記入による調査票を、対象者の自宅に配布、留置し、対象者本人による回答のうえで回収しました。

#### (2) 追跡調査

「宮城県コホート研究」対象者の皆様の 1990 年の生活習慣に関するベースライン調査の情報、宮城県対がん協会から得たがん罹患情報、および人口動態調査の生存死亡の情報をを用いて、生活習慣とがん発生の関連について検討します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

- ・ベースライン調査の情報: 現病歴、既往歴、家族歴、飲酒、喫煙、食生活、身長・体重・血圧など
- ・がん罹患情報: がん罹患年月日、がん罹患部位 など
- ・生存死亡の情報

## 6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 7. 研究組織

本学単独研究

## 8. 利益相反(企業等との利害関係)について

本研究は、受託研究費(国立がん研究センター研究開発費、研究課題名:科学的根拠に基づくがんリスク評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究(2021-A-16))を使用して実施します。研究資金提供機関は、研究資金の提供を行います。運営、データ解析は行いません。

東北大学の研究者等の利益相反は、東北大学利益相反マネジメント委員会が管理します。

## 9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについてご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町2-1

東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 菅原 由美

電話:022(717)8123

研究責任者:

東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野 辻 一郎

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先:「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合